

ID: 151

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	許可事項の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例施行規則 第11条第2項(第28条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成13年規則第117号		
【根拠条文】 (使用許可の変更) 第11条 使用者は、使用の許可を受けた施設等若しくは使用時間の区分を当該使用日内において変更し、又は営業行為の有無若しくは1人分の入場料等の最高額を変更しようとするときは、指定管理者に申請しなければならない。ただし、施設の使用の変更については、メインホールと小ホール相互間又はメインホール及び小ホール以外の施設相互間に限り申請できるものとする。 2 指定管理者は、前項に規定する使用の変更の申請があったときは、速やかに変更の可否について決定し、その結果を使用者に対して通知する。 3 使用者は、使用の変更が許可された後の利用料金が既納の利用料金より多いときは、使用の変更の許可の際にその差額を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日